

### (3) 歯科医師関係

質問項目	
25	<p><b>Q . 歯科訪問診療を希望する場合はどうすればいいでしょうか。</b></p> <p>A . 以前にかかりつけ歯科医がある場合は、訪問診療が可能か問い合わせしてください。訪問診療ができない場合やかかりつけ歯科医がない場合、マニュアルに記載されている窓口へ直接連絡または申込用紙に記入し FAX してください。折り返し担当者から連絡します。</p>
26	<p><b>Q . 治療が必要か診てもらっただけ、または相談だけでも訪問に来てもらえますか。</b></p> <p>A . 在宅での歯科の健診やお口の相談だけでも行っていますのでご連絡下さい。</p>
27	<p><b>Q . 歯科訪問診療について 対象者の条件はありますか。</b></p> <p>A . 通院困難な方が対象になります。</p>
28	<p><b>Q . 入れ歯の調整、歯磨きや口腔ケアの衛生指導だけでも来てもらえますか。</b></p> <p>A . 入れ歯の調整や口腔ケアなどの口腔衛生指導も行います。機能的口腔ケアで口腔機能の維持・向上することで誤嚥性肺炎の予防はもちろん経口維持や QOL の向上においても大切です。</p>
29	<p><b>Q . 歯科訪問診療の当日に何か準備しておくものはありますか。</b></p> <p>A . 必要なものはすべて用意していきますので特にはありませんが、初診日などは保険証（医療保険・介護保険）のご用意をお願いいたします。但し、うがい用のお水や入れ歯などを洗浄する洗面所、また機械を使った治療をする際のご自宅のコンセントから電源を取らせて頂く事があります。また突発的な状況で居宅にあるものをお借りする場合があります。</p>
30	<p><b>Q . 治療費について</b></p> <p>A . 歯科治療などは医療保険での扱いとなります。 介護方法等についての指導や助言に関わるものは、介護保険の扱いとなります。介護保険には通院が困難な利用者に対し、歯科医師や歯科衛生士が利用者宅を訪問して行う居宅療養管理指導があります。居宅療養管理指導については、この Q &amp; A の 6 を参照してください。</p>

質問項目	
31	<p><b>Q . 認知症があり口をあけてくれないとか、拒否したりするかもしれませんが大丈夫でしょうか。</b></p> <p>A . 治療をすぐに開始できない場合もあります。その時の体調に合わせてたりして治療ができる体制作りから開始します。実際には口を開けられるが開けてくれない場合と病的に開けられない場合があります。顎関節症や筋の拘縮などがある場合は開口できないのでそれに対処する方法があります。以前に口腔ケアの際、痛い思いをされた場合は、柔らか目の歯ブラシで衛生士による丁寧なブラッシングで痛くない事を体験していただきます。脳卒中等の患者様の場合には口腔粘膜に過敏が起こる場合があります、ブラッシング時に痛みを与えやすいので脱感作を行います。認知症の場合は最初からは口腔内に器具などをいれる事はありません。簡単なホーム口腔ケアでも専門的なアプローチが必要ですので一度ご相談ください。</p>
32	<p><b>Q . 歯科訪問診療に来てもらえるのは自宅だけですか。</b></p> <p>A . 入院中の病院（歯科、口腔外科の診療科がある病院を除く）、特養、老健、有料老人ホーム、グループホーム、障害者施設などへの訪問も可能です。しかし各施設では病診連携で歯科訪問診療の体制が整っている場合がほとんどです。まず施設の担当者に相談してみてください。訪問が必要な場合は施設長や主治医と連携し安全な治療ができるように配慮します。</p>